

京都市都心部のまちなみ保全・再生に係る 審議会について

1 審議・調査の対象地区

京都市都心部のうち、今回の審議・調査の対象は「職住共存地区」とし、幹線街路沿道地区については、隣接する地区として審議・調査の対象としていただきたい。

2 設置期間について

設置期間は平成14年度までとするが、2年目（平成13年度）の年度末を目途に、具体的な施策の提言をいただきたい。

最終年度（平成14年度）については、必要に応じて開催させていただきたい。

3 施策検討の柱

- ① 調和を基調とした都心のまちなみの保全・再生と都心居住のための環境のあり方について、取るべき規制と誘導の方策についてご検討いただきたい。
- ② その際、「調和を基調としたまちなみ」とはどのようなものであるかについて、市民や国民の共通認識・理解を得る取組を行うこととしたい。
- ③ また、特に規制の方策については、全市的な観点と地域特性をも十分に考慮するとともに、文化財等の周辺に対する特別の規制の必要性と可能性についてもご検討いただきたい。

4 提言

京都市の都心におけるまちなみの保全・再生と都心居住のための環境のあり方について、当面取り組むべき施策と長期的な視野に立った施策をご提言いただきたい。

審議会の審議の流れについて

(審議会)

第 1 回	第 2 回	(第1段階) 現状把握
		◆職住共存地区に係る京都市の施策 京都市基本計画など上位計画における位置付け 職住共存地区整備ガイドプランに基づく取組 行政各分野における取組 (都市計画, 都市景観, 建築指導, 文化財保護行政)
第 3 回	第 4 回	◆職住共存地区のまちなみの現状 土地利用の現状 近年の建築動向 (まち歩き/現地調査)
		(第2段階) 課題の整理
第 5 回	第 6 回	◆課題の整理 職住共存地区整備ガイドプランにおける目標像の確認 その実現に向けた課題の整理
		(第3段階) 望ましい目標像と施策の検討
第 6 回	第 7 回	◆次の①～④のプロセスを繰り返し、 より望ましい目標像や施策を明らかにしていく。 ①施策の方向性に係る検討 ◇ ②規制・誘導方策の検討 ◇ ③それにより実現するまちなみや生じる影響の検証 ◇ ④目標像の再検討
		(第4段階) 提言の取りまとめ
第 7 回	第 8 回	◆施策の提言 当面取り組むべき施策 長期的な視野に立って検討すべき施策